

平成 16 年 7 月 9 日
司法試験委員会

平成 18 年から実施される司法試験について，論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施結果について

第 1 意見数... 405 件

(法科大学院 29 件，大学関係者 153 件，弁護士 80 件，官庁 3 件，団体 15 件，検察官 1 件，その他 124 件)

「大学関係者」は，法科大学院・大学等の研究者を指します。

「その他」には，不明のものを含みます。

第 2 意見の取りまとめ方法

お寄せいただいた御意見を，当委員会が選択科目の候補として掲げた 8 つの個別科目に関する意見，この 8 科目以外の個別科目に関する意見，その他の意見に分類した上で，賛成意見，反対意見等を取りまとめています。

なお，意見を引用するに当たっては，数が多いものなど主なものの要旨のみを取り上げており，すべての御意見を取り上げているものではありません。

第 3 意見の概要

1 8 つの個別科目に関する意見

(1) 8 科目すべてに賛成するもの... 27 件 (法科大学院 12 件，大学関係者 4 件，団体 1 件，その他 10 件)

(2) 知的財産法

知的財産法を選択科目とすることに賛成するもの... 13 件 (法科大学院 6 件，大学関係者 5 件，その他 2 件)

出題範囲については

- ・ 特許法及び著作権法を対象とする... 4 件 (法科大学院 3 件，大学関係者 1 件)
- ・ 特許法，著作権法及び商標法から各 1 問，計 3 問出題し，うち 2 問を選択する方法... 2 件 (法科大学院 1 件，大学関係者 1 件)

- ・ 特許法，著作権法及び商標法を対象とする... 1 件（大学関係者 1 件）
- ・ 特許法，著作権法，商標法及び不正競争防止法を対象とする... 1 件（法科大学院 1 件）
- ・ 特許法，著作権法及び不正競争防止法を対象とする... 1 件（法科大学院 1 件）
- ・ 特許法，実用新案法，商標法，意匠法，著作権法及び不正競争防止法を対象とする... 1 件（法科大学院 1 件）
- ・ 特許法，実用新案法，商標法，意匠法，著作権法，不正競争防止法及びこれらに関連する法令を対象とする... 1 件（大学関係者 1 件）

(3) 労働法

労働法を選択科目とすることに賛成するもの... 7 件（法科大学院 5 件，弁護士 1 件，その他 1 件）

労働法に社会保障法を入れることを考慮すべきである... 1 件（弁護士 1 件）

雇用関係法をめぐる問題に比重をおきつつ，例えば，労働協約と労働契約の効力関係などの論点において，労使関係法との接合的な出題をするなどといった配慮を望む... 1 件（法科大学院 1 件）

出題範囲については

- ・ 労働基準法や判例上の労働契約法理などによって形成される個別的労働関係法と，労働組合法を中心とする団体的労使関係法を対象とするが，労働市場の分野（職業安定法，雇用保険など）は実務的な重要性が高まってきているものの，法理論的な蓄積は不十分であり，出題範囲に含めるのは適切でない... 1 件（法科大学院 1 件）

(4) 租税法

租税法を選択科目とすることに賛成するもの... 15 件（法科大学院 4 件，大学関係者 4 件，弁護士 1 件，官庁 1 件，団体 2 件，その他 3 件）

租税法を選択科目とすることに反対するもの... 2 件（法科大学院 2 件）

（主な理由等）

- ・ 科目としての範囲の明確性を欠いており，体系化・標準化に至っていない
- ・ 民商法や行政法等の法分野との関連が密であるため，独立した科目として試験問題を作成するには無理がある
- ・ 教員が著しく不足している

出題範囲については

- ・ 総論（租税法律主義や税法の解釈と適用を中心とする部分）及び手続法（納税

義務の成立，確定，調査，納付，徴収及び争訟に関する部分）を対象とする... 2 件（法科大学院 2 件）

- ・ 租税法総論（国税通則法（租税争訟法を含む））と所得税を対象とする... 1 件（弁護士 1 件）
- ・ 税法総論，法人税及び所得税を対象とする... 1 件（その他 1 件）
- ・ 税法の基礎理論と所得税，法人税及び消費税の基幹税についての課税理論（仕組みの根拠）を対象とする... 1 件（法科大学院 1 件）
- ・ 所得税，法人税及び消費税を対象とする... 1 件（法科大学院 1 件）
- ・ 1 問は租税法総論から出し，後 1 問は，個別税法を 3～4 個くらいに限定して，問題を 3～4 問出し，その中から受験者が選択回答するという方式... 1 件（弁護士 1 件）
- ・ 所得税，法人税及び消費税を中心とする実体法を，総論部分の議論と併せて取り上げるべきだが，範囲が広いので，本法に限定した出題が必要... 1 件（大学関係者 1 件）

「租税法」の名称は，租税に税以外の負担金，手数料等を含むとの解釈があること，実定税法（国税通則法第 1 条）において税法の用語を使用していることから，「税法」に修正することが望ましい... 1 件（法科大学院 1 件）

(5) 倒産法

倒産法を選択科目とすることに賛成するもの... 6 件（法科大学院 4 件，その他 2 件）

倒産法を選択科目とすることに反対するもの... 1 件（その他 1 件）

（主な理由等）

- ・ 民事訴訟法との関連が強く，独自の科目として出題すべきではない
出題範囲については
- ・ 破産法に限定し，かつ，破産実体法に重点を置くのが望ましい... 1 件（法科大学院 1 件）
- ・ 破産法及び民事再生法を対象とする... 2 件（法科大学院 1 件，大学関係者 1 件）
- ・ 破産法，民事再生法及び会社更生法を対象とする... 1 件（法科大学院 1 件）

倒産法の内容は概念はまだ確立したものではなく，どの範囲を指すものか特定が必要。基本原理を問うようにするため，特定の法律名を掲げて，範囲の限定を図るべきである... 1 件（大学関係者 1 件）

(6) 経済法

経済法を選択科目とすることに賛成するもの... 18件（法科大学院5件，大学関係者3件，弁護士7件，官庁1件，団体1件，その他1件）

経済法を選択科目とすることに反対するもの... 1件（大学関係者1件）

（主な理由等）

- ・ 経済法は，独禁法だけなら法律は一つ，重要な条文も一桁台であり，これで一科目はいかにも有利すぎるので，消費者法など他の科目と合併すべきである
国際経済法を含めるべきである... 2件（その他2件）

消費者関連法を含めるべきである... 1件（法科大学院1件）

出題範囲については

- ・ 独占禁止法のみを対象とする... 7件（弁護士7件）
- ・ 独占禁止法，下請法，景品表示法及び官製談合防止法を対象とする... 2件（法科大学院1件，団体1件）
- ・ 独占禁止法，景品表示法及び下請法を対象とする... 1件（法科大学院1件）
- ・ 独占禁止法及びその関連法を対象とするが，景品表示法と下請法の個別程既定については出題範囲に含めない... 1件（大学関係者1件）

不正競争防止法は，「知的財産法」に含めるのが妥当である... 1件（その他1件）

「経済法」の名称は，国際的調和の観点から「競争法」に変更すべきである... 1件（大学関係者1件）

(7) 国際関係法（公法系分野）

国際関係法（公法系分野）を選択科目とすることに賛成するもの... 29件（法科大学院4件，大学関係者24件，弁護士1件）

国際関係法（公法系分野）を選択科目とすることに反対するもの... 9件（法科大学院5件，法科大学院を含む大学関係者2件，その他2件）

（主な理由等）

- ・ ニーズが限られており，訴訟実務において頻繁に用いるものではないから，選択科目にするほどの重要性はない
- ・ 対象となる法律等が体系化されていない
- ・ 範囲が膨大なので，国際公法と国際人権法，又は国際公法と国際経済法の二つの選択科目にすべきである
- ・ 範囲が広すぎるので，国際公法，国際人権法，国際経済法，国際私法，国際民事手続法及び国際取引法など個別科目に分割すべきである

- ・ 国際法， 国際私法・国際民事手続法， 国際取引法・国際経済法という三つの科目に再構成すべきである
- ・ 国際関係法で最も重要視されているのは国際取引法の分野なので，公法と私法とする案については疑問である
- ・ 国際公法及び国際私法は，それぞれ一科目とは重視されすぎているので，科目の性質は異なるが，二つ併せて一科目とするべきである

国際公法と国際経済法を併せて1科目にする場合には，国際経済法の出題範囲について限定が必要である... 1件（大学関係者1件）

国際環境法を国際法の一部として取り入れるべきである... 1件（大学関係者1件）

国際経済法については，EU法の一部すなわちEU域内市場法を選択問題として出題することが望ましい... 1件（法科大学院1件）

国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法を対象とすると，その範囲は多岐にわたり広すぎるため，受験者が問題を選択できるようにするなど，出題方式を工夫すべきである... 1件（法科大学院1件）

国際人権法はそのままでも理解しうるが，国際経済法は国際貿易法，国際投資法と替え，国際海洋法，国際人道法を追加するのが適当である... 3件（大学関係者1件）

「公法系」，「私法系」という看板にとられるあまり，内容の不自然な分断が生じないようにすべきであり，そのような誤解を避ける意味では，単なる公法系，私法系ではなく，「国際公法・経済法系分野」，「私法・取引法系分野」というような名称にすることも検討の余地がある... 1件（大学関係者1件）

(8) 国際関係法（私法系分野）

国際関係法（私法系分野）を選択科目とすることに賛成するもの... 14件（法科大学院3件，大学関係者8件，団体1件，その他2件）

国際関係法（私法系分野）を選択科目とすることに反対するもの... 5件（法科大学院3件，大学関係者2件）

（主な理由等）

- ・ 対象となる法律等が体系化されていない
- ・ 範囲が広すぎるので，国際公法，国際人権法，国際経済法，国際私法，国際民事手続法及び国際取引法など個別科目に分割すべきである
- ・ 国際法， 国際私法・国際民事手続法， 国際取引法・国際経済法という三つの科目に再構成すべきである

- ・ 国際関係法で最も重要視されているのは国際取引法の分野なので、公法と私法とする案については疑問である
- ・ 国際公法及び国際私法は、それぞれ一科目とは重視されすぎているので、科目の性質は異なるが、二つ併せて一科目とするべきである

国際取引法は、対象とする範囲が明確でないので、試験範囲から外すべきであり、そうでなければ、対象法令や対象となる契約類型を限定するなどして、その範囲を明確にする必要がある... 16件（法科大学院7件，大学関係者6件，その他3件）

他の選択科目と比較して範囲が広過ぎるため、国際私法については財産法に、また、国際民事手続法については財産関係事件に限定するほか、国際商事仲裁法を追加する... 1件（大学関係者1件）

「国際関係法（私法系分野）」に国際私法と国際取引法の両者を含むのであれば、例えば、国際私法，国際民事手続法，国際取引法の各分野からそれぞれ1問ずつ出題し、受験者にそのうちの2問を選択させるということも検討に値する... 2件（大学関係者2件）

国際取引法について、出題範囲を明確化するためにも、伝統的分野であり、今後も中核的分野であり続けるであろう貿易取引を対象とすべき。またそれを明らかにするため「国際動産取引法」または「貿易取引法」との呼称を用いるのが適当である... 1件（その他1件）

(9) 環境法

環境法を選択科目とすることに賛成するもの... 52件（法科大学院4件，大学関係者10件，弁護士8件，団体5件，その他25件）

環境法を選択科目とすることに反対するもの... 8件（法科大学院3件，大学関係者2件，その他3件）

（主な理由等）

- ・ 発展途上にあり，その範囲も内容も明確化していない
- ・ 専門家が少ない
- ・ 環境にかかわる問題は，憲法，行政法及び民法で問うことが可能である
- ・ 環境法が重要であることと，選択科目として拾い上げるのは別の問題である

2 8科目以外の個別科目に関する意見

「消費者法」を選択科目とすべきとするもの... 120件（法科大学院6件，大学関係者12件，弁護士58件，団体3件，その他41件）

「法社会学」を選択科目とすべきとするもの... 52件（法科大学院3件，大学関係

者46件，弁護士1件，その他2件)

「法と経済学」を選択科目とすべきとするもの...50件(法科大学院1件，大学関係者23件，弁護士1件，団体4件，その他21件)

「刑事政策」を選択科目とすべきとするもの...28件(法科大学院7件，大学関係者11件，その他10件)

「少年法」を選択科目とすべきとするもの...8件(法科大学院4件，大学関係者2件，その他2件)

「社会保障法」を選択科目とすべきとするもの...5件(法科大学院3件，大学関係者1件，その他1件)

「医事法」を選択科目とすべきとするもの...5件(法科大学院2件，大学関係者1件，弁護士1件，その他1件)

「経済学」を選択科目とすべきとするもの...4件(大学関係者1件，団体1件，その他1件)

「金融法」を選択科目とすべきとするもの...3件(法科大学院1件，官庁1件，その他1件)

「法曹倫理」を選択科目とすべきとするもの...3件(法科大学院2件，大学関係者1件)

「基礎法」を選択科目とすべきとするもの...2件(法科大学院1件，大学関係者1件)

「犯罪学」を選択科目とすべきとするもの...2件(法科大学院1件，大学関係者1件)

「法哲学」を選択科目とすべきとするもの...2件(法科大学院2件)

「医事生命倫理法」を選択科目とすべきとするもの...2件(法科大学院1件，大学関係者1件)

「会計学」を選択科目とすべきとするもの...2件(法科大学院1件，団体1件)

「政治学」を選択科目とすべきとするもの...2件(大学関係者1件，その他1件)

その他の科目を選択科目とすべきとするもの...20件

民事執行法・民事保全法を必修科目である民事系科目の出題範囲に含めることには問題がある。他方，民事執行法・民事保全法を選択科目の方で扱うこととして，倒産法とまとめて1科目にすることも考えられるが，1科目の試験範囲としては膨大になりすぎるため，適当ではない。民事執行法・民事保全法を独立の1科目として選択科目にすることも考えられるが，民事手続法の分野から2科目が選択科目になることには，他分野とのバランスの観点から問題がありうる...2件(法科大学院1件，その他1件)

民事執行・保全法は，民事訴訟法の試験範囲に含まれるのが適切である... 1件（法科大学院1件）

3 その他の意見

（候補の選定について）

企業法務分野に偏っており，市民弁護士養成のための分野が欠如している... 2件

法科大学院における科目開設状況のみを司法試験における選択科目選定の具体的根拠とすることは，適切とはいえない... 1件

刑事系の先端・展開科目を選択科目に入れなければ，検察官や刑事弁護人の養成を目指す者にとって不利となる... 1件

（科目数について）

できるだけ網羅的に多くの科目数とするべきである... 8件

科目数としては，現在示されている案の程度が妥当で，むやみに選択科目の数を増やすことは適切とはいえない... 2件

（試験範囲，出題方針について）

当該科目の試験の出題範囲の狭広を考慮して，受験者の勉学負担が均一になるように，各選択科目間で出題範囲をできるだけ実質的に同じになるように調整することが重要... 13件

選択科目間の負担の公平を配慮する方法としては，出題範囲を限定するという方法のほかにも，複数の問題から選択して解答させる（例えば，当該選択科目のコア部分に関する1問は必ず解答，それ以外の部分からは2問出題して1問を選択解答）という方法も考えられる... 2件

出題は，初歩的・基礎的な知識と基本的な考え方に関する内容にとどめるべきである... 3件

法科大学院の教育が，理論的教育と実務的教育を架橋するものとして構想されていることにかんがみれば，試験問題は，選択科目にあっても，具体的な事例解決を想定したものとされるべきであり，できる限り実務的な視点が加味されたものとなることが望ましい... 2件

模擬問題を公表するなどしてほしい... 2件

各科目について出題方針を作成し，その中で各科目につき優先的に出題される分野や法令，あるいは受験者が誰でも習得していることを期待される分野や法令などを可能な限り明らかにし，試験実施の1年～2年前には公開されていることが望ましい... 1件

選択科目の試験内容が，社会人や未修者に不公平な内容にならないように配慮すべ

きである... 1件

(その他)

選択科目について2科目選択して受験できる制度にしてほしい... 2件

大学院での成績も判定時の材料とすべきではないか... 2件

早く選択科目を決定してほしい... 2件

司法試験委員会と各法科大学院相互において、特に法科大学院教育のカリキュラムに関する十分な意見交換が必要である... 1件

第4 今後における意見の取扱い

お寄せいただいた御意見は、今後、司法試験委員会において新司法試験の選択科目の選定について法務大臣に対して答申を行うための審議に当たり、参考資料として使用させていただきます。御協力ありがとうございました。